

項 目 名	山林所得に係る森林計画特別控除の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	〈制度の概要〉 個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、所得の金額の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の 20%に相当する金額（収入金額が 2,000 万円を超える場合は、その超える部分の金額については 10%に相当する金額）又は収入金額の 50%に相当する金額から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を森林計画特別控除として総収入金額から控除することができる。 〈要望の内容〉 山林所得に係る森林計画特別控除の 2 年延長		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 森林経営計画の作成により、計画的かつ合理的な森林の整備および保全を推進し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。 我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、効率的かつ安定的な森林経営に向けて、森林所有者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コストで効率的かつ持続的な施業の実施の定着を図る。 (2) 施策の必要性 我が国の森林の所有は小規模・分散的で、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが困難である場合が多く、こうした森林所有者をとりまとめ、森林を面的にまとめて持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、森林経営計画の作成を推進する必要がある。 一方、森林経営計画の認定に当たっては、適正な伐採、伐採後の造林や間伐などの施業の実施基準に従っていることが求められるため、伐採量及び伐採時期等が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。 我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源の持続的な利用を進めるに当たっては、林業適地における再造林を促進することが重要である。このため、令和 3 年 6 月に閣議決定された森林・林業基本計画に基づき各般の取組を進めており、令和 4 年 4 月から森林法に基づく市町村森林整備計画において「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定を進めるとともに、森林経営計画の実施基準として当該区域内における主伐後の再造林を義務付けている。 このように、森林経営計画制度は、再造林の促進に大きく貢献するものであることから、森林経営計画の作成にインセンティブを与え、計画に従った伐採や伐採後の更新を図る上で、森林計画特別控除の必要性はより高まっている。 なお、森林経営計画が作成された森林は、農林水産省の政策目標の 1 つである「森林の経営管理の集積等」において、「私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積」にカウントしている。また、目標値については、令和 7 年に、森林経営管理法改正に伴って見直しを行っている。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮																																																
		政策の達成目標	私有人工林の5割(320万 ha)を令和12年度までに集積・集約化する。																																																
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年1月1日～令和10年12月31日																																																
		同上の期間中の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合 令和10年度 95%																																																
	政策目標の達成状況	年度ごとの目標値（％） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>H27年度 (基準値)</th><th>R元年度</th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th></tr><tr><td rowspan="2">私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合</td><td>計画</td><td>71</td><td>76</td><td>78</td><td>79</td><td>81</td><td>84</td><td>86</td><td>88</td><td>90</td><td>93</td><td>95</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td>78</td><td>79</td><td>82</td><td>84</td><td>86</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ 政策目標の見直しに伴い、R7年度以降の目標値を見直し													区分		H27年度 (基準値)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	計画	71	76	78	79	81	84	86	88	90	93	95	実績		78	79	82	84	86	—			
区分		H27年度 (基準値)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																																							
私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	計画	71	76	78	79	81	84	86	88	90	93	95																																							
	実績		78	79	82	84	86	—																																											
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><th>区分</th><th>R6年度 (見込)</th><th>R7年度 (見込)</th><th>R8年度 (見込)</th><th>R9年度 (見込)</th><th>R10年度 (見込)</th></tr><tr><td>適用件数 (件)</td><td>2,200</td><td>2,256</td><td>2,320</td><td>2,384</td><td>2,448</td></tr><tr><td>減税額 (百万円)</td><td>92</td><td>95</td><td>97</td><td>100</td><td>103</td></tr></table>											区分	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)	R10年度 (見込)	適用件数 (件)	2,200	2,256	2,320	2,384	2,448	減税額 (百万円)	92	95	97	100	103																					
	区分	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)	R10年度 (見込)																																													
適用件数 (件)	2,200	2,256	2,320	2,384	2,448																																														
減税額 (百万円)	92	95	97	100	103																																														
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適用件数は年間2千件程度で推移し、その対象者は全国の森林所有者となっており、本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が全国で促進されている。																																																		

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の持続的な利用の推進が重要となっており、主伐に対する唯一の政策手段である本特例措置により、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮が図られる。 また、個人の森林所有者を対象に幅広く全国的に適用されており、政策目的を実現する上で有効な手段である。																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th>区分</th><th>R元年度</th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>対象者数 (人)</td><td>2,109</td><td>1,941</td><td>1,875</td><td>2,312 (1,975)</td><td>2,414 (2,030)</td></tr><tr><td>適用件数 (件)</td><td>2,109</td><td>1,941</td><td>1,875</td><td>2,312 (1,975)</td><td>2,414 (2,030)</td></tr><tr><td>減税見込額 (百万円)</td><td>47</td><td>50</td><td>67</td><td>112 (52)</td><td>101 (54)</td></tr></tbody></table> ※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採（譲渡）証明申請実績等から推計。 括弧内の数値は、前回要望の見込み。	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	対象者数 (人)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)	適用件数 (件)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)	減税見込額 (百万円)	47	50	67	112 (52)	101 (54)
	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																				
	対象者数 (人)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)																				
	適用件数 (件)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)																				
	減税見込額 (百万円)	47	50	67	112 (52)	101 (54)																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																									
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、立木の販売にかかる森林所有者負担を軽減させ、森林経営計画の作成と継続を促進するとともに、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全が推進され、森林の有する多面的機能の発揮が期待される。																									
前回要望時の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合の向上																									

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度時点の目標 84%に対して、令和5年度実績 86%となっている状況(達成度合は 115%)。
これまでの要望経緯		昭和42年 制度創設(時限措置：2年又は3年毎に延長) 平成26年度改正にて見直し後の森林経営計画への継続措置 平成27年度改正にて3年延長及び控除率の見直し 平成29年度改正にて森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置 平成30年度改正にて2年延長 令和2年度改正にて2年延長 令和4年度改正にて2年延長 令和6年度改正にて2年延長